

平成30年7月2日(月)  
国土交通省 関東地方整備局 河川部

## 記者発表資料

# 『河川協力団体』を募集します。 ～パートナーシップの拡充にむけた取組み～

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が平成25年6月12日に改正され、この中で河川協力団体制度が創設されました。

今年度においても、以下のとおり河川協力団体の募集を行いますので、お知らせします。

## 『河川協力団体』を募集します。

- ◆国が管理する河川管理区間(ダム湖含む)において、河川協力団体の募集を、本日より開始しました。(募集期間:平成30年7月2日～平成30年9月28日)
- ◆募集は、河川管理区間(ダム湖含む)毎に、担当する河川事務所等が行います。

## ◎河川協力団体の募集について、詳しくは・・・

→ 各河川事務所等のホームページを御参照ください。【別紙】

## ※「河川協力団体」とは

- ・河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO、町内会等の団体を支援するものです。
- ・河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

### 発表記者クラブ

- 茨城県政記者クラブ ○土浦記者クラブ ○鹿島記者クラブ
- 栃木県政記者クラブ ○刀水クラブ・テレビ記者会
- 高崎記者クラブ ○埼玉県政記者クラブ ○川越新聞記者会
- 川口市記者クラブ ○秩父記者クラブ ○千葉県政記者会
- 成田記者クラブ ○都庁記者クラブ ○竹芝記者クラブ
- 神奈川県政記者クラブ ○神奈川建設記者会 ○厚木記者クラブ
- 山梨県政記者クラブ ○静岡県政記者クラブ

### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 河川部  
河川環境課 課長 よしかわ こうじ 吉川 宏治 (内線3651)  
課長補佐 くろぬま ひさし 黒沼 尚史 (内線3656)  
電 話: 048-601-3151(代表)  
F A X: 048-600-1379

【別紙】

◎河川協力団体を募集する河川管理区間(ダム湖含む)と担当する河川事務所等

- ◆河川協力団体の募集は、河川管理区間(ダム湖含む)毎に、担当する河川事務所等が行います。
- ◆河川協力団体の募集について、詳しくは各河川事務所等のホームページを御参照ください。

河川管理区間 (ダム湖含む)	河川事務所等	ホームページURL	問合せ先・電話番号
久慈川・那珂川 等	常陸河川国道事務所	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/">http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/</a>	調査第一課 029(240)4069
利根川(上流) <sup>※1</sup> 等	利根川上流河川事務所	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/">http://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/</a>	調査課 0480(52)3958
利根川(下流) <sup>※1</sup> 等	利根川下流河川事務所	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/tonege/">http://www.ktr.mlit.go.jp/tonege/</a>	計画課 0478(52)6361(代)
烏川・神流川 等	高崎河川国道事務所	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/">http://www.ktr.mlit.go.jp/takasaki/</a>	河川管理課 027(345)6041
藤原ダム・相俣ダム 等	利根川ダム統合管理事務所	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/tonedamu/">http://www.ktr.mlit.go.jp/tonedamu/</a>	管理課 027(251)2022
品木ダム 等	品木ダム水質管理所	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/sinaki/">http://www.ktr.mlit.go.jp/sinaki/</a>	管理係 0279(88)5677
霞ヶ浦 等	霞ヶ浦河川事務所	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/kasumi/">http://www.ktr.mlit.go.jp/kasumi/</a>	湖沼環境課 0299(63)2417
江戸川・中川・綾瀬川 等	江戸川河川事務所	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/">http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/</a>	調査課 04(7125)7317
渡良瀬川・草木ダム 等	渡良瀬川河川事務所	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/watarase/">http://www.ktr.mlit.go.jp/watarase/</a>	管理課 0284(73)5557
鬼怒川・小貝川 等	下館河川事務所	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/">http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/</a>	調査課 0296(25)2171
川治ダム・湯西川ダム 等	鬼怒川ダム統合管理事務所	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/kinudamu/">http://www.ktr.mlit.go.jp/kinudamu/</a>	管理課 028(661)1342
荒川(上流) <sup>※2</sup> 等	荒川上流河川事務所	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/">http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/</a>	河川環境課 049(220)0145
荒川(下流) <sup>※2</sup> 等	荒川下流河川事務所	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/">http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/</a>	管理課 03(3902)2379
二瀬ダム 等	二瀬ダム管理所	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/futase/">http://www.ktr.mlit.go.jp/futase/</a>	管理係 0494(55)0001
多摩川・鶴見川・相模川 等	京浜河川事務所	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/">http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/</a>	河川環境課 045(503)4011
宮ヶ瀬ダム 等	相模川水系広域ダム管理事務所	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/sagami/">http://www.ktr.mlit.go.jp/sagami/</a>	広域水管理課 046(281)6911
富士川 等	甲府河川国道事務所	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/">http://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/</a>	河川管理課 055(252)8888

※1 利根川の上下流の境：大利根橋（国道6号）付近

※2 荒川の上下流の境：笹目橋（国道17号）付近

国土交通省 河川協力団体制度

<http://www.mlit.go.jp/river/kankyo/rcg/index.html>

関東地方整備局における河川協力団体の指定状況

[http://www.ktr.mlit.go.jp/river/chiiki/river\\_chiiki0000031.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/river/chiiki/river_chiiki0000031.html)

# 河川協力団体制度の創設

## ■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。  
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。
- ◆ 河川協力団体は、以下のような活動を行います。



### ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持

### ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



河川敷清掃

ビオトープの整備



船による監視

シンポジウムの開催

### ③河川の管理に関する調査研究

### ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



外来種調査

鳥類調査



マイ防災マップづくり

安全利用講習

### ⑤上記に附帯する活動



平成25年6月

国土交通省水管理・国土保全局

# ■河川協力団体に指定されると

## ◆許可等の簡素化

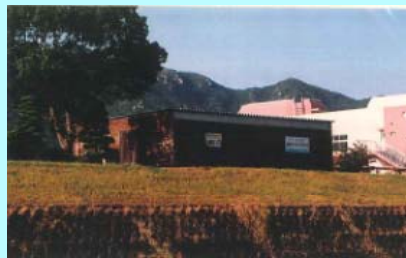
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※ ・ 工事等の実施の承認（河川法第20条）
- ・ 土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・ 土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・ 工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・ 土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・ 権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

### 例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）

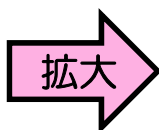


市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

#### 【現行】

地方公共団体にのみ委託可能



#### 【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

### 《委託の例》

#### ①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

#### ②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ピオトープの整備



魚道の改良

【問い合わせ先】 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1-3  
電話：03-5253-8111（代表） 03-5253-8448（直通）